

第4 軽微な変更工事

(H9.3.26 消防危第 36 号通知、H9.10.22 消防危第 104 号質疑、
H13.4.9 消防危第 50 号通知、H14.3.29 消防危第 49 号通知)

1 用語

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 軽微な
変更工事 | 法第 11 条第 1 項本文後段の規定による変更の許可を要しないものとして取り扱う工事をいう。 |
| (2) 設備等 | 製造所等を構成する建築物その他の工作物又は機械器具その他の設備をいう。 |
| (3) 対象設備 | 設備等のうち、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分をいい、法第 10 条第 4 項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の適用を受ける設備等をいう。 |
| (4) 非対象設備 | 設備等のうち、対象設備以外の設備等をいう。 |
| (5) 増設 | 設備等の全部又は一部を新たに施設内に搬入し、又は別の設備等に組み込むことをいう。 |
| (6) 移設 | 同一の製造所等において、設備等の設置位置を変えることをいう。従って、異なる製造所等からの設備等の移設は「増設」となる。(★) |
| (7) 改造 | 現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。 |
| (8) 取替 | 設備等の配置及び機能を変更することなく、設備等を既設のものと同等のものに交換し、又は造り直すことをいう。 |
| (9) 補修 | 設備等の配置又は主要な構造部を変更することなく、損傷箇所等設備等の一部を修復し、又は一部の構成部品を同等のものに交換することをいう。(★) |
| (10) 撤去 | 設備等の全部又は一部を施設外に搬出し、又は設備等から取り外すことをいう。 |
| (11) 危険場所 | 可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。 |
| (12) 基準 | 法第 10 条第 4 項の位置、構造及び設備の技術上の基準をいう。 |

2 基本的事項

(1) 変更許可の要否

製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、基準の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しないものとする。

(2) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち非対象設備については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(3) 対象設備と関連する非対象設備の変更

対象設備又は対象設備と非対象設備の両方の部分に行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

(4) 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関連しつづ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではない。

他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であり、保安上の問題が生

じないものまで変更許可を要することとするは、適当ではない。

したがって、工事の内容が軽微であるものについては、変更の内容も軽微であると考えられるので、変更許可を要しないものとする。

3 具体的な運用に関する事項

(1) 確認を要する軽微な変更工事

工事の内容は軽微であるが、さらに基準の内容と関係が生じるかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する軽微な変更工事」として事前に工事の内容に関する資料の提出を求め、当該工事の内容を確認するものとする。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、変更許可の手続きを要しないものとする。

(2) 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は、保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、「確認を要しない軽微な変更工事」として、資料等による確認を要することなく、変更許可を要しないものとする。

なお、この場合においては、事後における資料等の提出も要しない。

(3) 変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件を、あらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

(4) 工事の形態により、変更許可を要する工事と(1)の「確認を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、「確認を要する軽微な変更工事」に係る部分の資料を変更許可申請に含めることができるものとするが、この場合、(1)の工事が軽微な変更工事となった場合には、当該工事にかかる部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものである。

(5) 確認を要する軽微な変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事に関する例示にあっては、別表1のとおりとする。

なお、別表に掲げられる例示以外の内容で別表1の項目に類似又は同等であると認められるものについては、同じ取扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。

4 届出等の手続き

(1) 変更の届出を要する工事をする場合は、危規則第14条に規定する資料提出書に変更の内容、設備等（機器リスト、フロー図、配置図等）、目的、工法及び養生の概要を示す資料を添付するものとする。

この場合において、当該工事に伴い溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する等災害発生のおそれあるときは、当該資料提出書に工事計画書、工事仕様書を添付し、安全対策上の措置を明示すること（★）

(2) 同一施設で変更の届出を要する工事と変更許可を要する工事を同時に行う場合は、当該変更許可申請に変更の届出を要する工事に係る部分を含めても差し支えない。

5 検査

- (1) 変更の届出を要する工事を変更許可申請に含めた場合は、当該変更の届出を要する工事に該当する部分については、変更許可に係る完成検査は要しない。
- (2) 軽微な変更工事に係る検査については、自主検査とし、施工管理等の履歴を記録保存すること。(★)

6 地下貯蔵タンクの内面コーティング

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に該当しないものに対し、内面の腐食を防止するためのコーティングを講じる場合は、マンホールの取り付け等の工事が必要な場合を除き、軽微な変更工事とする。
(H22.7.8 消防危第144号通知)